

議案第49号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、議会の議員の議員報酬月額を改定するため必要があるからである。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表のとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 議長 528,000円
- （2） 副議長 474,000円
- （3） 議員 422,000円

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。